

高齢者肺炎球菌予防接種を希望される方へ

※飯塚市・嘉麻市では、接種の際には「高齢者肺炎球菌予防接種券」が必要になります。対象者で「高齢者肺炎球菌予防接種券」をお持ちでない方は、裏面の問合せ先までご連絡ください。

《高齢者肺炎球菌感染症とは》

高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌による肺炎です。主な症状は、咳・発熱・痰など風邪の症状と似ているため、「風邪をこじらせた」くらいに考えがちですが、ひどくなると息切れ・黄色～緑色の痰、38度以上の発熱などの症状が長く続き重症化しやすくなります。特に糖尿病・心疾患・呼吸器疾患などの慢性疾患を持つ高齢者は罹りやすいと言われています。肺炎以外にも髄膜炎・敗血症・中耳炎などを発症することがあります。

《肺炎球菌予防接種の有効性》

肺炎球菌予防接種は、個人差はありますが健康成人であれば、通常5年程度は予防効果があると考えられています。肺炎球菌に対する免疫ができると肺炎に罹っても軽い症状ですむ効果があります。

《肺炎球菌予防接種の副反応》

注射部位の腫れ・痛み・熱感・発赤が5%以上認められます。筋肉痛・倦怠感・違和感・悪寒・頭痛・発熱もありますが、いずれも軽度で2～3日で消失します。

《接種対象者》

接種日当日に飯塚市・嘉麻市・桂川町に住民票を有する方で下記の①②に該当する方(今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けたことのある方は除きます)

- ① 65歳となる方
- ② 当該年度において60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極端に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級程度の上記内臓疾患の者、肢体不自由は除く)

※予防接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。また、麻痺などがあつて同意書に署名ができない場合や、認知症状があつて正確な意思の確認が難しい場合には、家族やかかりつけ医によって特に慎重にご本人の接種意志の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

(最終的に確認ができなかつた場合には、予防接種法にもとづく接種はできません)

《予防接種を受ける前に》

気にかかることや分からぬことがあれば、予防接種を受ける前に医師に確認をしてください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。本人が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。医師から十分に説明を聞き、理解をした上で接種をする、接種をしないを判断してください。

裏面もご覧ください

《予防接種を受けることができない方》

- ① 以前に 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（ニューモバックス） を接種された方（任意接種も含む）は、定期予防接種を受けることはできません。接種された医療機関にご確認ください。
- ② 接種当日、明らかな発熱がある方（体温が 37.5℃ 以上の場合）
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④ かかりつけの医師に予防接種を受けないほうが良いと言われた方

《予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはいけない人》

- ① 心臓・血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患・呼吸器疾患などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後 2 日以内に、発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状の見られた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことのある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、または近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ⑤ このワクチンの成分、またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性の尋麻疹などを伴う思いアレルギー反応）を起こす恐れのある方

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① ワクチン接種後 24 時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に接種直後の 30 分以内は健康状態の変化に注意してください。
- ② ワクチン接種後に発熱やけいれん等の異常があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。（接種後 1 週間は体調に注意）
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありません、接種部位は清潔に保ちましょう。
- ④ 過激な運動や大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので接種後 24 時間は避けましょう。それ以外はいつもの生活で構いません。
- ⑤ このワクチンの接種後、他のワクチンを接種する場合は 13 日以上の間隔をあける必要があります。

《副反応がおこった場合》

予防接種後まれに副反応がおこる場合があります。医師（医療機関）の診療を受けてください。

定期の予防接種により重篤な健康被害が発生した場合には、予防接種法の規定により、発生した健康被害の救済が行われることになっています。接種した市町村から福岡県を経由して、厚生労働省へ認定手続きをすることになります。詳細な手続きは市町村予防接種担当課にご相談ください。

お問い合わせ先（住民票のある市町村へお問い合わせください。）

飯塚市 健幸保健課 感染症対策室	電話 0948-22-0380
嘉麻市 健康課 健康推進係	電話 0948-42-7430
桂川町 健康福祉課 健康推進係	電話 0948-65-0001